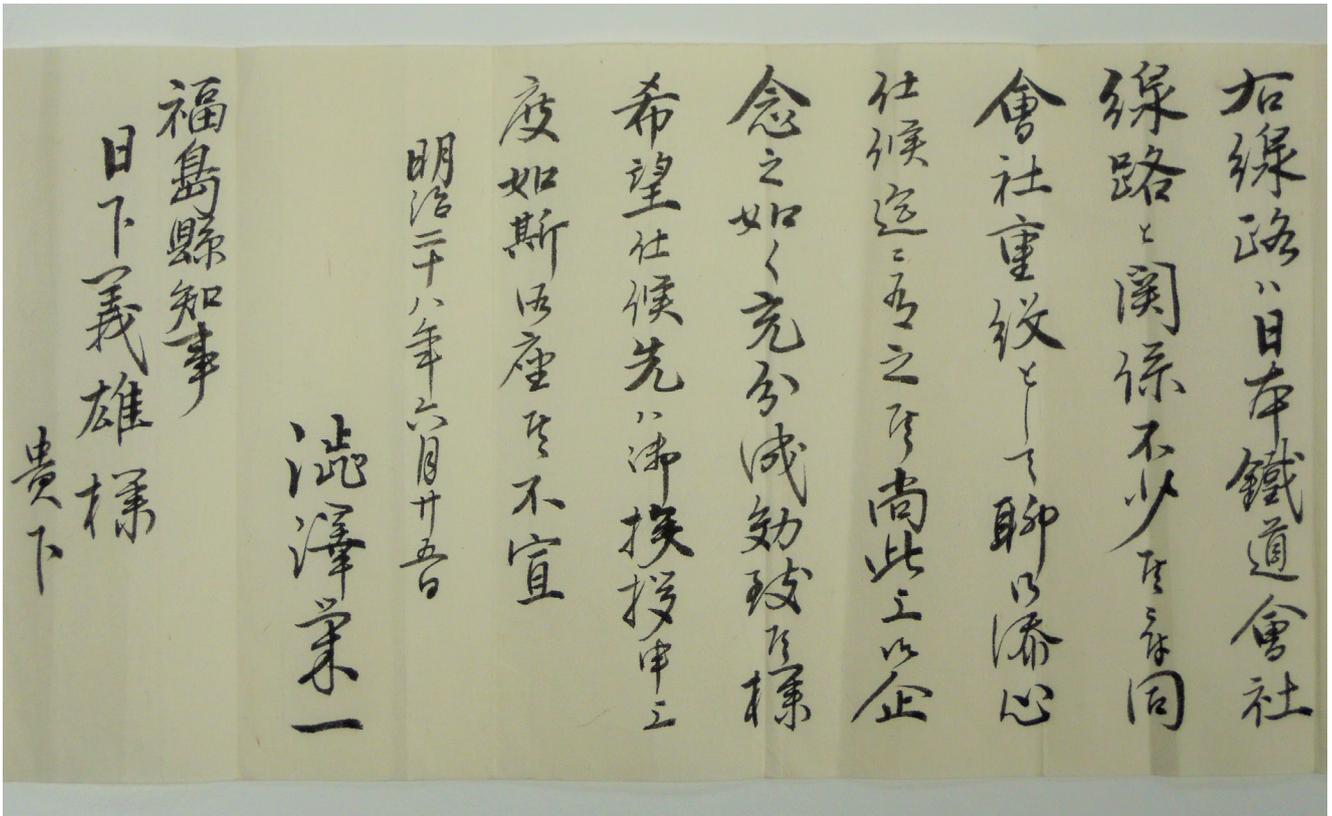


福島県史料情報

第54号 令和元年(2019)6月



明治28年(1895)6月25日付澁澤栄一書簡(部分、福島大学蔵明治・大正期の福島県庁文書48)

澁澤栄一と岩越鉄道敷設

当館には岩越線(現在の磐越西線)敷設のために設立された岩越鉄道株式会社に関する公文書が収蔵されている。その表題は、『軌道條例ニ関スル命令書案一途、岩越鉄道ニ関スル書類』(福島大学蔵明治・大正期の福島県庁文書四八)である。その簿冊に編綴されている内務部第二課作成の『岩越鉄道ニ關スル書類』には、明治二十八年(一八九五)六月二十五日付第一国立銀行頭取澁澤栄一(一八四〇—一九三一)の書簡が綴られている。

当時の福島県知事であった日下義雄(一八五二—一九二三)は、岩越鉄道株式会社設立について斡旋・尽力してくれたキーマンの澁澤栄一・日本鉄道株式会社社長小野義真・三菱合資会社監務岩崎弥之助等三名に対して六月二十二日付で丁寧な御礼状を送付している。この日下の手紙は、福島県庁で六月二十二日に起案され、決裁の手続きを経て即日郵送されたが、澁澤の手紙はそれに対する返信であった。

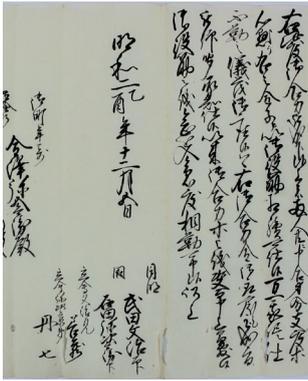
澁澤の手紙によると、岩越線敷設について次のような経緯が判明する。

澁澤は日下とは以前から昵懇の間柄ということもあって、一昨年の明治二十六年より岩越線敷設について相談に乗ってきた。また、当時の澁澤は日本鉄道株式会社の重役も兼ねていたため、岩越線が開通した暁には同社経営の東北本線と郡山駅で繋がることになり、少しばかりのお手伝いをしたに過ぎないと謙遜し、岩越鉄道株式会社成立の見込みが立ったことを祝している。ここには澁澤栄一の人柄と同時に、「日本資本主義の父」と呼ばれた澁澤の冷静な経営判断をも読み取ることが可能であろう。

岩越鉄道会社は、このような日下と澁澤・岩崎・小野等との強い縁もあって、明治二十九年八月に設立されることになるのである。

(渡邊 智裕)

近世の町場と目明し



差出シ申一札之事 (部分、小川清士家文書 69)

時代劇にも登場する「目明し」は、与力・同心の手先で、江戸の捜査機関の末端で働いた。陸奥国でも、城下町・宿場町・鉾山町に目明しが置かれ、彼らが探索・治安維持に努めた。目明しの実態を示すため、明和二年(一七六五)十二月五日、福島町の目明し石田弥次兵衛・武田文治が、町年寄の金沢弥五兵衛らに宛てた「差出シ申一札之事」(小川清士家文書六九)を取り上げた。

福島藩から目明しに任じられた石田らは、困窮により務めに支障が生じたため、町役人に頼母子合力を願った。前例は無かったが、その願いは聞き入れられ、町方から手当金十四両が与えられた。手当に感謝した石田らは、本書を認め、目明しを滞りなく務めること、怠った際は手当金を返金すること、今後合力を願わないことを約した。本書での目明しの任務は次の通りである。

昼夜、惣町内を巡回し、悪しき者の徘徊や盗難を取締り、盗難事件の探索指示があり次第、犯人を捜し出し金品を取り戻すこと。ただし、探索費用は少額であれば請求せず、多額の場合に限り請求すること。惣町内の博打宿・三笠付宿を取り締まること。もし違反が表沙汰となつた場合、目明しも咎を負う。惣町内での不審者の徘徊と彼らの宿泊を取り締まること。惣町内で喧嘩口論や理不尽な者を見掛け次第、取り鎮めること。惣町内の店棚を見舞い、不審者を留め置かせないよう確認すること。また、酒屋など無許可の商売人が入り込みそうな所も見回ること。特に盆詰・暮市は念を入れ見回ること。市場で近年スリが増えているので、これを取締り、紛失があれば捜査して金品を取り戻すこと。以上が福島町の目明しの務めであるが、他の町場の目明しも同様の任務を遂行したことは想像に難しくない。彼らは、旅籠・茶屋などの本業を営みつつ右の任務に当たっており、時に本書のように困窮することもあるたのである。なお、安永年間以降には、福島町の目明しに先の石田弥次兵衛(下役に二郎作・菊太郎)と石田清左衛門・荒町元右衛門・網沢久七が任じられ、役料金一両が与えられている。(小野孝太郎)

『穂に穂』と円山応挙



荒起こし図 (『穂に穂』)

江戸時代には様々な「農書」と呼ばれる農業技術書が著され、版元から出版されて全国の農村にまで広く流通するものもあつた。当館にも幾つかの農書が収蔵されており、ここで紹介する『穂に穂』(杉内重義家文書(その二)六五)は、東北地方では伝来の少ない農書である。

『穂に穂』は、川合元(一七二八—一八〇四)の編により天明六年(一七八六)に一冊本で刊行されている。編者の川合は、諱を元、字を申甫、号を二生、通称を忠藏・仲象という。備中国小田郡大江村(岡山県井原市大江町)の出身で、福山藩に仕えた漢学者である。

当館本は刊年未詳版であるが、大坂心齋橋の河内屋和助が書林の宣伝文を奥付に載せているので、安政年間(一八五四—一八六〇)以降の幕末に刊行されたものとみられる。『穂に穂』は、角書を含めた別名

を「一粒万倍穂に穂」ともいう。「一粒万倍」とは、一粒の種子を蒔くと、その万倍もの粒となることから転じて、僅かなものから非常に多くの益をあげることを行い、稲の異名としても用いられている。

見返しには書名の他に、この本は単なる農業技術書ではなく、農業によつて家産を殖やす方法を記した書であると川合は強調している。内容は、農事総論・稲作・綿作・大麦作・諸畑作・植樹等からなり、仏教・神道・儒学の知識を踏まえて叙述されている。

扉表には「農業」という題字が掲げられ、上の扉裏には「応挙画」という落款の荒起こし図が載せられている。三人の男は打ち鋤で田を耕起し、二人の女は耕起した土塊を槌で細かく砕いている。この応挙は、円山応挙(一七三三—一七九五)が活躍した時代に合致する。

また、跋文の前にも「応挙画」という落款のある稲刈りや稲運びの図が存在している。三人の男は鎌で稲刈りをし、二人の男は束ねた稲を担いだり、枋で運搬している。

なお、見返しには牛による水田耕作の図がある。これは、享保十四年(一七二九)に出版された『絵本通宝志』所載の狩野派絵師橋守国(一六七九—一七四八)画を転用したものと指摘できる。(渡邊智裕)

近世期の只見川上流・伊南川流域の諸生業

会津郡古町組鶴巢村(現南会津町)の名主を務めた馬場家に、文化四年(一八〇七)三月「風俗帳」(馬場新家文書(その二)四四三)が伝

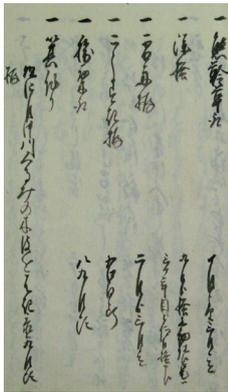
わる。本書は、会津藩の地誌編纂に關連し、伊南郷古町組と伊北郷和泉田組・黒谷組・大塩組(現南会津町伊南地域・南郷地域、檜枝岐村、只見町、金山町の一部)の風土・産業・方言・年中行事・冠婚葬祭を、地元から書き上げさせた史料で、山口村(現南会津町)名主が写した控である。内容は詳細かつ多岐に亘り、歴史学に限らず民俗学・農学・方言学の分野でも好個の史料である。ここでは、農間余業に絞り、只見川上流・伊南川流域の諸生業を紹介したい。はじめに、林野資源の加工及び製造に注目すると、一・三月には柴・薪木集めや雪舟・こうすきを拵え、紙漉きも行われた。七月はアサを刈り、八月にその茎を三、四日川に浸し皮を剥ぎ、三十日間昼夜女性が板刃で芋引きし繊維を取り出した。九月頃は川胡桃を用いた箕作りが行われ、その他マタタビの蔓を細く用いた箕作りも行われた。同じ九月には漆掻きも行われ、翌二月に製蠟され若松に上納されている。十月〜三月

は、昼夜女性がアサの繊維から麻糸を紡ぎ績み、男性も夜に行った。後に布に織りたてて清水などに晒し、二十日程で名産「伊北晒」が仕上がる。十二・正月は箆織りが行われ、同時期に作られた草履・草鞋・馬沓は冬に他国へ出荷された。

採集・狩猟では、三月末〜四月に深山でゼンマイを採り、八・九月は勝栗採り、秋彼岸前後に麓山でシシタケ・松茸・シメジを採る。夏から秋は伊南川沿いなどで鱒漁が盛んに行われた。十月〜三月は熊・羚羊を狩る。熊が人里に現れる秋は鉄砲を用い、木の洞に居る冬・春は洞を枝で塞ぎ穴から鎗で突く。秋口は通りに道に大木・大石で落としを作る仕掛け「おそ」を用い、春は穴から出る熊を大勢で囲み鎗・鉄砲で狩った。

この他、養蚕も盛んで、福島から蚕種を買い求め、四月中旬に炭で暖を取って蚕を育てる。また、煙草も少量栽培し他国に出荷していた。諸生業の羅列で終わつたが、本書には、多様な自然資源を複合的に活用した、近世奥会津の生活が刻み込まれている。

(小野孝太郎)



風俗帳(馬場新家文書(その2)443)

明治三十七年、軍用缶詰の供出

明治・大正期の県庁文書三〇五〇に、明治三十七年(一九〇四)二月五日付の農商務省水産局長から福島県知事に宛てた以下の文書がある。

「(前略)陸海軍ハ常ニ糧食ノ備ヘアリ、又夕兵糧ノ製品ハ夫々規定アリテ、普通ノ食料トハ品質製法自カラ其趣ヲ異ニセリ、是以テ萬一戦時久シキニ弥リ、臨機多大ノ糧食ヲ要スルニ於テハ、豫メ設備ヲ整ヘ貢クニアラサレハ、到底急ニ應スルコト能ハス、新ル場合ニ際セシ魚類ノ如キハ漁期ノ定マルヲ以テ、殊ニ措置ニ苦シムヘシ、今ヤ拳国力ヲ尽スヘキノ秋ニシテ、幸ヒ東京水産講習所ニハ相當ノ設備モアリ(後略)」

この文書は、軍隊で使用する缶詰の供出を福島県に求めた一連の文書中の最初の一通で、供用可能な水産物の照会を求めた文書の一部である。日露戦争開戦(二月八日)直前の切迫した状況が読み取れる。

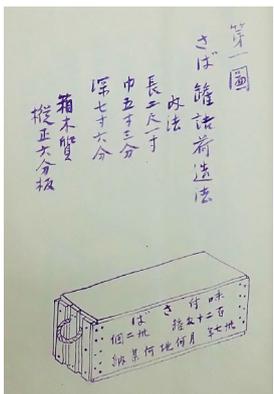
その後、四月十一日からの全国水産試験場長講習会で、福島県にも食糧(缶詰)の供出を求める流れとなり、四月二十三日には、農商務省水産局長から福島知事に、いわし缶詰九千缶を五月二十三日までに供出するよう求める文書が出されている。

福島県では、臨時の予算を組んで、石城郡長の協力を得ながら、小名浜での製造を開始した。しかし、納期までに全量を供出することがむずかしかったことが、県庁内務部と、水産試験場との文書のやりとりからわかっている。その後、夏頃から生産も軌道に乗って来たようので、毎月の割り当てと納品の文書が残されている。

缶詰の供出は、戦争終結まで続けられ、水産局からは、荷造・納期やその味付けなどの細かな規定が、度々指示されている。左図は、さば缶詰の荷造を定めたものである。終戦に伴い軍用缶詰の供出が終了した後は、農商務省水産局長から製造業者へ事業継続奨励の布告が出され、明治三十八年十一月には、大日本農業会と同水産会の合同主催で缶詰業者大会も開催されている。

日露戦争は、国を上げて大國ロシアに立ち向かった戦争であったが、国内でも総力を上げて、兵站面での支援を行ったことが読み取れる資料となっている。

(藤谷誠)



第一圖 さば罐詰荷造法

「模範的」町村と
地方自治

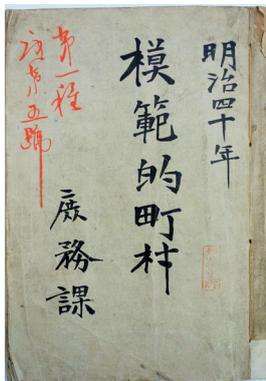
明治後期になると、日露戦争後の荒廃した地方社会の再建を目指して地方改良運動が展開され、全国各地で地方自治の「模範」となる町村の顕彰が行なわれる。福島県でも、明治四十年(一九〇七)に、四十三町村の治績をまとめた『模範的町村』全四輯(明治・大正期の福島県庁文書一〇六五)が作成・配布されている。

同書には、掲載順に、安積郡永盛村・河内村・赤津村、田村郡守山村・御木沢村、相馬郡磯部村、上真野村、石神村・真野村、石川郡山白石村、浅川村、東白川郡鮫川村・高城村、西白河郡小野田村(以上、第一輯)、岩瀬郡須賀川町・西袋村、耶麻郡喜多方町・熱塩村・堂島村・慶徳村、河沼郡堂島村・笈川村、大沼郡本名村・沼沢村・新鶴村、石城郡小名浜町・神谷村・飯野町・泉村、双葉郡津島葛尾組合村・長塚村(以上、第二輯)、安達郡木幡村・岩根村・太田村・渋川村、北会津郡湊村・高野村(以上、第三輯)、信夫郡佐倉村、伊達郡立子山村・睦合村・東湯野村、南会津郡伊北村・富田村(以上、第四輯)が収録されている。いずれも各郡長からの推薦によるもので、地方改良運動の精神的支柱である報徳

思想ゆかりの相馬郡石神村(二宮尊徳嫡孫の尊親や尊徳高弟の富田高慶が居住)の名も見える。

これらの町村が「模範的」とされた理由については、郡からの報告書をそのまま掲載したという本文の書きを見る限り、明確な基準が存在したわけではなさそうである。ただ、総じて言うると、風紀が正しく、教育や勸業・衛生・徴税について積極的な取り組みを行なっている町村が選出されている。加えて、町村財政の基盤となる基本財産の充実が高く評価されている点からも、当時の地方自治制度において町村が課せられていた役割の一端を窺うことができよう。

同書の緒言で、県は、町村の「事務ノ挙否ト其ノ事業ノ隆替」は「国政ノ消長ニ関スルヤ重且大」であると述べ、「模範的」町村の治績を配布することによって、郡町村が「彼是相参照」し、また紹介された町村も「名ニ恥チサル様、益良好之成績ヲ挙ケ」て、国家を支えるよう求めたのであった。(山田 英明)



模範的町村(明治・大正期の福島県庁文書 1065)

令和元年度行事予定
(令和元年七月～令和二年三月)

一、展示公開(収蔵資料展)

「江戸時代の農業」

当館収蔵資料の中から、江戸時代の農業に関する史料を展示し、基幹産業であった農業の実態と役割について振り返ります。

【会期】七月二十一日(日)まで

【解説会】七月十三日(土)。午後一時から一時間程度。

【只見線復旧応援「奥会津の古文書」

「南会津町南郷地域を中心に」

伊南川沿い南会津町南郷地域の古文書の中から、村絵図や地誌、衣食住、生業、寺社、災害などに関する史料を展示し、山村の生活実態を見ていきます。

【会期】八月十日(土)～十一月四日(月・祝)

【解説会】八月十七日(土)、九月十六日(月・祝)、十月二十日(日)午後一時から一時間程度。

「新公開史料展」

『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十集に収録された文書の中から代表的史料をご紹介します。

【会期】十一月二十三日(土・祝)～三月二十九日(日)。※会期中、工事に伴う休館が予定されています。詳細はHPでお知らせいたします。

展示解説会についても、日程が決まり次第HPでお知らせいたします(時間は午後一時から)。

歴史資料館移動展

只見線復旧応援「奥会津の古文書」

「昭和村を中心に」

【会場】県立図書館展示コーナー

【会期】十月四日(金)～十一月十日(日)(予定)

二、古文書講座

江戸時代の村に関する古文書を題材に、解説に役立つ基礎的な知識やコツなどを説明します。

【日時】第一回七月二十八日(日)、第二回八月二十五日(日)、第三回九月二十二日(日)、第四回十月六日(日)。各回午前十時～十二時。

【会場】とうほう・みんなの文化センター(県文化センター)二階会議室。

【申込・定員】歴史資料館宛てに往復ハガキで申込(七月六日必着)。定員百名。要資料代千円。

福島県史料情報
第54号 令和元年6月25日

編集・発行
公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館
〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195
URL <http://www.history.fcp.or.jp>
E-mail history@fcp.or.jp